

## 無線局の運用者の変更制度の創設

- ・ 従来の制度では、無線局の免許人等のみが無線局を運用することを義務づけ。
- ・ 混信の防止が比較的容易な一定の無線局については、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて運用ができる場合を認めて、新しいサービス提供形態等の創出を後押しすることが有意義。

## 電波法の一部改正

- 免許人等以外の者が、無線局を運用できる制度を創設。
- 免許人等が他者に無線局を運用させるときは、実際の運用者が運用責任を、免許人等が監督責任を負う。
- 次を新制度の適用対象とする。
  - ① 登録制対象の無線局(例:PHS基地局(10mW以下)、5GHz帯無線アクセスシステム(FWA等))
  - ② 非常時の通信を行う簡単に操作できる無線局
 } 平成20年4月1日 施行
   
 (③ 簡単な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局(例:携帯電話の超小型基地局)  
 (本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中))

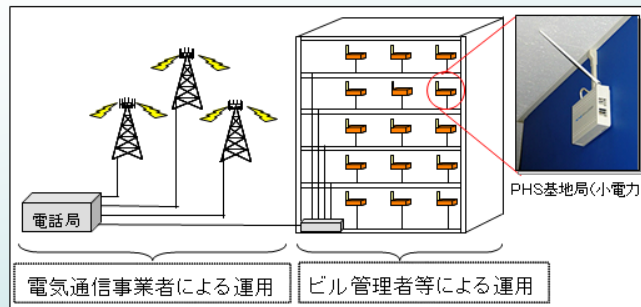
## 電気通信事業法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施行)

免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合に、無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争について、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする。

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

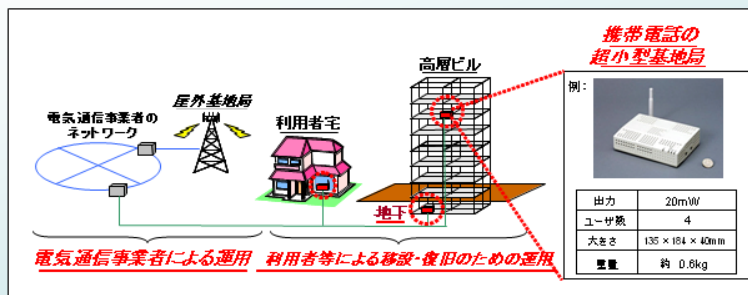
## 【参考】無線局の運用の特例のイメージ

○登録制対象の無線局の場合【例: PHS基地局(10mW以下)】



○簡単な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局の場合【例: 携帯電話の超小型基地局】

※ 本年2月5日に国会に提出した電波法の一部改正案により追加を提案中



【出典：総務省作成資料】